

議案第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）11月 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第10号及び第11号並びに第2条第1項第1号ア(ア)及びイ(イ)中「80万9,000円」を「規則で定める額」に改める。

第2条第1項第5号中「4級」を「3級」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和8年7月1日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成について適用し、同日前の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度分)の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「<u>80万9,000円</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(11) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの間である場合にあっては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度分)の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「<u>規則で定める額</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(11) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの間である場合にあっては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税</p>

法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)の合計額が80万9,000円以下である者をいう。

(受給資格)

第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高齢期移行者で次のアからウまでに掲げるもの(高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者を除く。)

ア 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万9,000円以下であること。

(イ) (略)

イ 次に掲げる要件のいずれにも該当する者(アに掲げる者を除く。)

(ア) (略)

(イ) 医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万9,000円以下であること。

法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)の合計額が規則で定める額以下である者をいう。

(受給資格)

第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高齢期移行者で次のアからウまでに掲げるもの(高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者を除く。)

ア 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が規則で定める額以下であること。

(イ) (略)

イ 次に掲げる要件のいずれにも該当する者(アに掲げる者を除く。)

(ア) (略)

(イ) 医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が規則で定める額以下であること。

<p>(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚労省令第15号)別表第5号に規定する障害程度の等級の1級から<u>4級</u>までに該当する者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚労省令第15号)別表第5号に規定する障害程度の等級の1級から<u>3級</u>までに該当する者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	---

<説明資料>

「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

市民交流部 医療助成課

1 内容

宝塚市行財政経営方針において、市単独事業について事業検証が実施されてきましたが、「あたらしい福祉のあり方」への転換の方針のもと、障害者（児）医療費助成のあり方を検討し、県基準を超えて市独自で対象を拡充しているもの（身体障害3・4級、知的障害B1、精神障害2級）のうち「身体障害4級」への助成について、近隣市・兵庫県下自治体の実施状況を踏まえ、対象から外す方向となり、所要の改正を行うものです。

併せて、昨年度、兵庫県から「福祉医療制度における低所得判定基準等の引き上げに伴う県実施要綱の改正について」の通知があり、県要綱の改正内容に基づき「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例」において所要の改正を行いました。今後も頻繁な引き上げが見込まれる中、県の要綱に沿った改正を遅滞なく行うため、所要の改正を行うものです。

2 改正項目（別紙新旧対照表参照）

- (1) 所得を有しない者の算定に使用する公的年金等控除額を「80万9,000円」から「規則で定める額」に改める。
- (2) 低所得判定の基準である合計所得金額の合計額を「80万9,000円」から「規則で定める額」に改める。
- (3) 高齢期移行者に該当する要件の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額を「80万9,000円」から「規則で定める額」に改める。
- (4) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害程度の等級の1級から4級までに該当する者を1級から3級に改める。

3 施行日 令和8年7月1日から施行する。

4 その他

本改正に係る予算措置については、令和8年度当初予算で対応する。